

金融庁ニュースレターは、金融庁の動き（大臣記者会見、国会答弁、報道発表など）をまとめた形で簡潔にお知らせするために作成したものです。詳しい内容については、金融庁のホームページに掲載されている各記者会見や報道発表などをご参照いただければ幸いです。

## 金融ライブラリー

### 基本方針第2弾について

「基本方針第2弾で、金融庁関連の事項としては、第2部の『経済活性化戦略』の中で、直接金融市場の整備ということが取り上げられております。第5部の『経済財政の姿と15年度経済財政運営の基本的考え方』の中で、具体的なこととして、不良債権の最終処理と企業再生の促進ということ、第2番目の点として金融システムの安定の確保ということ、第3点として証券市場の構造改革の推進ということ、第4点目としては中期ビジョンの取りまとめと、こういう4点が主として挙げられていると認識しております。」（6月24日 記者会見）

#### （解説）

6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（基本方針第2弾）では、金融庁に関連する施策として、以上のような施策が取り上げられています。

また、6月17日の政府与党合意「当面の経済活性化策等の推進について」では、活力があり安定した金融システムの確立のため、当面、不良債権処理の着実な実施、証券市場の構造改革の推進、金融システムの安定化と中期ビジョンのとりまとめを強力に推進するとされています。

金融庁としては、「骨太の方針」（13年6月）や「改革先行プログラム」（13年10月）などを踏まえ、これまで不良債権処理の促進や証券市場の構造改革などに取り組んできましたが、今回の「基本方針第2弾」などを踏まえ、引き続き、これらの施策に積極的に取り組んでいく考えです。

## 金融に関する中期ビジョンについて

「目先の、集中調整期間の間はどうか、あるいはそれが終わった後はどうかというような、そういうタイムスパンの問題ではなくて、もうちょっと中期のタイムスパンで日本の金融システムはいかにあるべきかということが中期ビジョンというものの課題だと思います。」

「私的懇話会の議論を活かして今度、新しく位置付けられた中期ビジョンというものを描くというのが良いのではないかと思っています。」（6月14日 記者会見）

### （解説）

柳澤大臣の私的懇話会である「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会」において、時代の変化に適合した我が国金融システムの将来像について、議論されているところです。同懇話会は、7月上中旬を目途にとりまとめを行う予定です。

中期ビジョンについては、このとりまとめを基礎として、金融庁において、金融審議会に諮りつつ、早急にとりまとめる考えです。

## ペイオフ解禁について

「（ペイオフ解禁は）やはり構造改革の一環なんですね。銀行あるいは広く金融機関一般の方々に、やはり緊張感を持って仕事をしないと預金者の信頼を得られないと、預金者の信頼を得られるには、自分たちというのはどうあるべきかということ強く考えて対処してもらいたいということ、それが金融機関の構造改革だし、日本の金融機関を強くする道だということをお願いしてきたわけですが、その考え方を変えるということはありません。そういう考え方は変える必要がないし、変えるべきではないというように思っているのが現状です。」（6月14日 記者会見）

**(解説)**

14年4月1日から、預金保険で保護される預金の範囲が、流動性預金である当座預金・普通預金・別段預金を除いて原則に戻り、元本1,000万円までとその利息の合計額となりました(いわゆるペイオフ解禁)。なお、流動性預金については、引き続き、15年3月末まで全額保護されます。

**金融機関の主要株主について**

「今、主要株主については、これは一つのルールがあってスクリーニングをするということですが、どういう形の資本だとか、出自がなんだというようなことについて、一般的にこれを排除するなどというようなことは全く決めておりません。」(6月11日 記者会見)

**(解説)**

昨年秋の臨時国会で成立した「銀行法等の一部を改正する法律」により、本年4月から、銀行の主要株主に関するルールが整備されています。

これは、銀行の原則20%以上の議決権を保有する株主など(グループまたは単体)について、銀行経営に対する実質的な影響力に着目して「主要株主」と位置づけ、その議決権保有に関しあらかじめ認可を得ることとするとともに、特に必要な場合に報告徴求・検査の対象とするものです。

「主要株主」の適格性については、その財務面での健全性や議決権保有の目的、社会的信用などに基づき判断されるものであり、あらかじめ特定の形態のものを排除するものではありませんし、また内外無差別です。

## 主要行のオフバランス化の目標への対応

「4月12日に私どもが発表し、かつ、関係の銀行に要請をしたところの不良債権のオフバランス化のスケジュールがその通り行かなかった時の処置は如何、こういうことですが、これは基本的にはそもそも行政の一つの目途としてやっているわけでありまして、私ども、この履行を確保するために、まず第一義的には、各銀行においてこうしたことがスケジュール通り行っているか、行っていないかということの情報の開示を求める、こういうことにいたしております。

そのことによって、もしそれがうまく行っていないということでしたら、当然、これはパブリックプレッシャーと申しますか、マーケットのプレッシャーにさらされるわけですが、これは何よりも当事者たる金融機関にとっては大きな圧力というか、逆から言えば、これを行わなければならないインセンティブになっている、こういうことであります。

ただ、私ども行政として、それでは何も手を下さないかというと、それはそうではないわけで、仮にこれが達成されていない場合で、しかも、それがその銀行の姿勢によるというようなことでありますならば、これはやはり、どうしてそういう経営の姿勢をとっているのかというようなことについて報告をまず第一義的に徴しますし、その報告に基づいて、もし必要であるならば、当然、今先生の御指摘のような改善措置の発動ということもあり得るということで、御理解を賜っておきたいと思えます。」（6月5日 国会答弁）

### （解説）

主要行のオフバランス化の具体的な処理目標については、金融庁ニュースレター第1号（6月14日）の金融便利帳（7ページ）を参照して下さい。



## < 金融便利帳 :B I S規制 >

### B I S規制を止めたら日本の金融も元気が戻るか？

「日本の金融に元気がなくなったのはB I S規制のせいなのではないか。」という疑問をよく聞きます。

銀行は預金者のお金を預かる役目を果たしていますので、思いがけない環境変化や事故が生じて、ちゃんと預かったお金を守って返せるだけの体力を備えていなければなりません。銀行の体力にはいろいろな要素がありますが、中心は収益力と自己資本です。家計でいえば、稼ぎと貯金があれば、いざという時に安心、というのに似ています。多少の出費であれば毎月の稼ぎで賄えますが、大病や災害などの場合には、貯金を頼みにしなければなりません。銀行でいえば、稼ぎにあたるのが収益力で、貯金にあたるのが自己資本です。通常の損失であれば収益でカバーしますが、収益でカバーできないような大きな損失が生じた時には、自己資本をクッションに用います。自己資本でも足りないような損失が生じると、預金者から預かったお金を返すのに必要な資産が不足することになります。そのようなことにならないよう、銀行に一定の自己資本を求めるのが自己資本比率規制ですが、これを国際的なルールとして定めたのがB I S規制です。（B I Sとは国際決済銀行のことです。）

高度成長の続いている右肩上がりの時代には、予想外の損失も、成長の中で取り戻すことができました。また、金融自由化以前には、銀行は規制に守られて安定的な収益を期待することができました。そうした時代には、収益がショックを吸収してくれましたので、自己資本が備えとして必要となる出番はあまり考えられませんでした。高度成長から安定成長に時代が移り、金融自由化が進んでいくと、そうした環境は失われてしまいます。新しい環境の中で、預金者のお金を大事に守りながら、経営を進めていくために求められてきたのがB I S規制です。B I S規制にうまく適応するには、安定成長の時代、金融自由化の時代、経営の自己責任の時代に見合ったビジネスモデルを十分構築しておく必要があるといえるでしょう。米銀は90年代初頭B I S規制に苦しみながら新しいビジネスのあり方や、リスクをコントロールして収益につなげていく技術を編み出して、その後の発展の基礎としました。そういった歴史も参考になるかもしれません。

## 自己資本比率規制が必要としても、なぜ日本独自の規制にしないのか？

日本の銀行は現在でも活発な海外業務を行っています。日本企業が世界中で活動し、世界経済が一体化する中で、海外業務なしに金融が機能することはできません。しかし、仮に世界の国々が自国の預金者を守るために独自の基準を設けて、それを満たさなければ外国の銀行は国内に入れない、と言い出したらどうなるでしょうか。極めて高い基準を満たす銀行だけしか世界中で自由に活動することはできなくなってしまいます。B I S規制は、各国の自己資本比率規制を揃えることにより、銀行の健全性を示すパスポートのような役割を果たしているということができます。世界の市場で日本の銀行が活動するための通交証としての役割を持つためには、独自規制ではなくて、世界共通の規制を採用する必要があります。

また、1998年に起きたアジア金融危機の教訓についても考えてみる必要があります。タイで起きた危機は、瞬く間にアジア各国に波及し、中南米、ロシアにも広まって、ついには先進国の市場にも相当の混乱をもたらすことになりました。各国が自国の金融システムを安定させるのは、自分のために必要なだけでなく、ドミノの連鎖を止めるアンカーとなり、世界経済の安定を守るためにも必要だ、という認識が世界中で持たれるようになりました。電車で自分だけしっかり吊革をつかまっても、周りの人がつかまっていなければ、将棋倒しにやられてしまうかもしれない。また、皆がそれぞれしっかり吊革をつかめば、自分が助かるだけでなく、皆のためになる。そうした見地からも、各国が国際基準を遵守し、自国と世界の安定確保に努めることが大事だ、という考え方です。

## 今のB I S規制には問題があるので見直しているというが？

金融の世界は日進月歩です。10年以上も前にできた現在のB I S規制では、今日の複雑な金融業務やリスクを十分把握できなくなっている面があることは事実です。現在、先進13カ国の当局の集まりであるB I Sのバーゼル委員会（銀行監督委員会）では、2006年末からの実施を目指して、B I S規制の見直し作業を進めています。リスクをより正確に測れる仕組みを工夫しようとしています。自己資本の役割について先に述べたような基本的な考え方に変化があるわけではありません。新B I S規制の詳細については、  
<http://www.fsa.go.jp/inter/inter.html>  
をご覧ください。

金融庁ニュースレターについての問合せ

金融庁 総務企画局 政策課・広報室

TEL:03-3506-6000 (代) 内線:3182・3112

ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/>



*Financial Services Agency*